

豊能町議会一般会議実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊能町議会基本条例（平成25年豊能町条例第19号）第11条第2項に規定する一般会議の実施について必要な事項を定めるものとする。

(開催時期等)

第2条 一般会議は、町民団体、NPO等(以下「団体等」という。)から議長に開催の申出があった場合は、議会運営委員会が審査し、必要と認めたときに開催する。

- 2 一般会議の開催を希望する団体等は、豊能町議会一般会議申込書（第1号様式）を議長に提出するものとする。
- 3 一般会議の会場は、原則として、記録の情報技術を活用して円滑に行うことのできる豊能町役場大会議室とする。

(テーマ)

第3条 一般会議のテーマは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町政に関すること。
- (2) 町議会に関すること。
- (3) その他町の重要な事項に関すること。

(役割分担)

第4条 一般会議における責任者（司会進行）、記録者等の役割分担は、議会運営委員会で決定した出席者が協議して決定する。

(次第)

第5条 一般会議は2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

- (1) 開会あいさつ 議長
- (2) 出席者紹介 出席者
- (3) 意見交換
- (4) 閉会あいさつ 副議長

(結果の公表等)

第6条 一般会議の内容は、一般会議終了後、出席者が取りまとめ、議長に文書によって報告する。

- 2 前項の記録は、原則として、町ホームページに掲載するほか、概要を議会だよりで公表する。
- 3 町政に対する意見提言で重要なものは、議長の判断で町長に報告する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。